

「Mizuho Lite CMS」 利用規定

「Mizuho Lite CMS」利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます）が提供する「Mizuho Lite CMS」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。本サービスの利用者（以下「契約者」といいます。）と当行は、この規定にしたがうものとします。

1. 本サービスの内容

本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 当行が指定する URL に契約者がアクセスすることで、当行が提供するソフトウェアの機能の一部を利用して企業グループ間の資金管理、その他の付随サービスをインターネット環境で利用できるサービス（以下「Web サービス」といいます）尚、Web サービスは当行が用意するサーバー（以下「本サーバ」といいます）にソフトウェアのインストールデータおよび契約者の情報を保存することで利用可能としているものです。
- ② 保守業務

2. Web サービス

- Web サービスにより提供可能な機能は次の各号に定める通りとし、その詳細は別途配布するマニュアル（以下「本マニュアル」といいます）に提示することといたします。
 - ① 短期貸借金管理機能
 - ② 長期貸借金管理機能
 - ③ 資金繰管理機能
 - ④ 預金口座管理機能
 - ⑤ 支払代行機能・ネットティング機能
 - ⑥ 自動実行サービス
 - ⑦ 給与振込代行機能
 - ⑧ 個人住民税一括納付代行機能
 - ⑨ 回収代行機能
- Web サービスにより提供可能な機能のうち、利用する機能に応じ別途当行の提供する「パソコンサービス」、「資金管理サービス」の契約が必要となります。
- Web サービスの支払代行機能を利用した振込等の依頼について、Web サービスが提供する機能は依頼データの作成のみであり、振込等の結果の実現を保証するものではありません。
- 当行は、Web サービスの提供に必要な業務を第三者に再委託することができます。この場合、当行は、再委託を受けた第三者に対し、本規定を遵守させ、その行為について一切の責任を負うこととします。
- 自動実行サービス（支払代行）とは、当行営業日において契約者が「Mizuho Lite CMS 利用申込書」において申込をした 13 時または 17 時の時点で、契約者が Web サービスを通じて登録および承認した支払依頼データについて、総合振込データとしてまとめ、当該総合振込データを自動的に当行に送信する（以下「支払代行自動実行」といいます）サービスです。
- 自動実行サービス（支払代行）の利用にあたって、契約者は「Mizuho Lite CMS 利用申込書」による利用申込の他、「Mizuho Lite CMS に関する支払代行自動実行依頼書」（以下「実行依頼書」といいます）および「データ伝送による振込委託に関する依頼書〔営業店確認方式〕または〔WEB 承認方式〕」（以下「依頼書」といいます。）により当行仕向の振込依頼人コードの登録を申出るものとします。実行依頼書および依頼書で登録を申し出ていない振込依頼人コードは支払代行自動実行が行われず、そのために契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- 自動実行サービス（支払代行）の利用にあたって、契約者は、支払代行自動実行後、実行依頼書により届出た承認方式に応じた当該支払代行自動実行にかかる総合振込データの承認手続を行うものとします。当該承認手続が完了しない限り、当該支払代行自動実行にかかる総合振込データによる振込は実行されません。

3. 保守業務

- ヘルプデスクサービス提供時間帯
保守業務のサービス時間帯は、緊急の場合または個別の必要があり、当行と契約者が協議し合意した場合を除き、以下の通りとします。

月曜日から金曜日　午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、法律の定める休日、年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）を除く。
- 金融機関マスタ送付サービス
当行は、サービス申込を行った契約者に対し、電子メール等により金融機関マスタを提供します。
- 契約者の協力
当行は、保守業務の遂行に契約者の協力が必要な場合、契約者に対し協力を求めることができます。この協力の時期、方法等については両者間で協議して定めることとします。
- 保守業務の再委託
当行は、保守業務を第三者に再委託することができます。この場合、当行は、再委託を受けた第三者に対し、本規定を遵守させ、その行為について一切の責任を負うこととします。

4. 本契約の成立

本サービスの利用申込にあたっては、本規定の内容を承認のうえ、本申込書に必要事項を記入し、当行に提出するものとします。当行が本申込書を受領し、その内容を確認のうえで契約者の利用申込を承諾した時に、本申込書および本規定にしたがった本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。

5. 契約期間

本契約の契約期間は契約成立日から起算して 1 年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。当行が不適当と判断した場合には、本契約継続のご希望にそえない事がございますのでご了承ください。

6. サービス料の支払い

- 本サービスの初期手数料および月間手数料は、6. 「手数料（税抜）」記載の通りとします。
- 本サービスの契約者は、初期手数料および月間手数料の他に消費税額等を支払うものとします。消費税額等は、消費税法および地方税法の定めに従い算出される消費税額および地方消費税額の合計額に相当する金額とします。消費税額等に円位未満の端数が生じたときは、円位未満は切り捨てるものとします。
- 本サービスの初期手数料および月間手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書または小切手なしで、2. 「手数料引落口座」記載の口座から自動的に引落します。
- 支払代行機能を用いた振込等の依頼にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、当行が認める場合において当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。
- 振込等の変更・組戻しの依頼にあたっては、当行所定の変更手数料・組戻手数料をいただきます。

7. サービス解約時の取り扱い

- 本契約は、当行または契約者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者の申し出により本契約を解約する場合、本契約を解約する日の 3 ヶ月前までに当行に通知するものとします。

- 当行が解約の通知を契約者の届出住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 「手数料引落口座」記載の口座が解約された場合には本契約も解約されたものとみなします。
- 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行が本契約を解約するときは、当行が契約者にその旨の通知を発信した時に解約されるものとします。
 - ① 支払の停止または破産手続開始・民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき。
- 本契約が解約された場合、契約者が Web サービスを利用して本サーバに保管したソフトウェアのインストールデータおよび契約者の情報を直ちに消去します。

8. 申込内容の変更

本申込書のお申込内容は、書面による合意によつてのみ変更することができます。

9. 契約者情報の取り扱い

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人に開示することができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続きその他法的手続、また監督官庁により、契約者の情報の提供を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

10. 資料等の提供

当行は契約者に対し、本サービスの提供に必要な資料その他情報の提供を申し入れることができます。当行は契約者より提供を受けた情報を本サービスの提供の目的以外で使用することはありません。

11. 守秘義務

契約者は、事前に当行の承諾を得た場合を除き、本サービスの機能および本サービスに関連する資料の内容につき、第三者に開示してはならないものとします。

12. URL 等およびその管理

- 当行は、本サービスを利用するために必要な URL、利用者 ID、パスワードおよび電子証明書のダウンロードに必要となる認証情報（以下「電子証明書認証情報」といいます）を別途契約者に郵送、手交または電子メール等により通知・配布します。
- 当行は、サービス利用開始時までに、URL、利用者 ID、パスワードを各 1 つずつ通知し、7. 「利用者 ID 設定可能数」記載の数の電子証明書認証情報を配布します。
- 契約者は、7. 「利用者 ID 設定可能数」記載の数の範囲で、利用者 ID およびパスワードを任意の英数字を用いて作成することができます。
- 契約者は、電子証明書認証情報を使用して、当行が指定する第三者の提供するサービスを通じて電子証明書を取得するものとします。
- 当行は、利用者 ID およびパスワードが入力され、電子証明書をインストールした端末を利用して本サーバに接続された場合には、契約者本人からの依頼として取扱いを受け付け、本サービスを提供します。当行が、本規定に基づき、本サービスを提供したうえば、契約者の情報・機器等に偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- 契約者は、自己の責任の下、URL、利用者 ID、パスワード、企業コード、電子証明書認証情報および電子証明書（以下総称して「URL 等」といいます）を契約者の関連会社（以下「契約者関連会社」といいます）に通知しまたは使用させ、本サービスを利用させることができます。なお、契約者関連会社が本サービスを利用したことにより契約者に損害が生じたとしても、当行は何ら責任を負いません。この場合において、契約者は、契約者関連会社に対し、本規定の内容を遵守させる義務を負うものとします。
- 前項の場合を除き、契約者および当行は、URL 等が第三者に漏えいすることのないよう、それぞれ適切な措置を講じる必要があります。URL 等の外部漏えいが疑われる場合、速やかに相手方に通知の上、協議した本サーバへのアクセスまたは本サービスの不正な利用などの二次被害の発生または拡大を防止するために必要な措置を定めるものとします。
7. 「利用者 ID 設定可能数」記載の数を変更する場合は、契約者は当行に対して書面にて申し出ることとします。

13. 電子証明書の取扱い

- 契約者は、当行が別途定める「Mizuho Lite CMS 用認証局 Certification Practice Statement」および本サービスのマニュアル（以下「CPS 等」といいます）を遵守するものとします。なお、契約者が前条第 6 項に基づき契約者関連会社に本サービスを利用させる場合、当該契約者関連会社に対し、CPS 等を遵守させる義務を負うものとします。
- 電子証明書の有効期間は、契約者が電子証明書のインストールを実施した日から 3 6 5 日とします。
- 当行は、契約者から 7. 「利用者 ID 設定可能数」を増加させる申出があつた場合には、申出を受け付けてから 2 ヶ月以内に当該増加数に応じた電子証明書認証情報を契約者に配布するものとします。
- 契約者は、各電子証明書の有効期間が満了する日までに、当行所定の方法で電子証明書の更新を行うものとします。
- 契約者は、前項に基づく電子証明書の更新を行わないまま、当該電子証明書の有効期間が満了した場合または第 1 2 条第 2 項に基づいて当行から通知された電子証明書認証情報を使用して電子証明書を取得しないまま当該電子証明書認証情報の有効期間が満了した場合、当行所定の方法により申し出ることとします。
- 前条および第 1 項ないし第 5 項の定めにかかわらず、当行は当行が発行する自己認証局方式の電子証明書（以下「旧方式電子証明書」といいます）を含む記録媒体または電子ファイルを手交または電子メール等により通知・配布することで、旧方式電子証明書を提供することができるものとします。この場合、旧方式電子証明書の有効期間は本サービス開始希望日の該当する月の初日から 1 年とし、契約者または当行から特に申出のない限り、各旧方式電子証明書の有効期間の 2 週間前までに、当行は、契約者に対して、有効期間が満了する旧方式電子証明書と同数の新たな旧方式電子証明書を別途、配布します。ただし、有効期間の満了する日の 1 ヶ月前の時点において、契約者に配布している有効な旧方式電子証明書の数が 7. 「利用者 ID 設定可能数」を上回る場合には当該上回る数の旧方式電子証明書については、これを新たに別途、配布しないものとします。
- 契約者は、電子証明書および旧方式電子証明書の有効期間が満了した場合、いかなる目的にも当該電子証明書および旧方式電子証明書をを使用することはできません。
- 契約者が、旧方式電子証明書を使用する場合、前条第 5 項ないし第 8 項を準用します。

14. 利用時間帯・利用停止

- 本サービスの提供条件は別添の「サービス提供条件」に定める通りとします。
- 当行は、次の各号に該当する場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを確約するものではありません。
 - ① 本サービスの提供に必要な機器もしくはソフトウェアに障害が発生した場合、または機器もしくはソフトウェアの保守等が必要となった場合
 - ② 停電・通信回線の停止、天災地変その他本サービスを提供できない事由が生じた場合または生じる可能性があるときと当行が判断した場合
 - ③ その他当行が本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合
- 前項による本サービスの提供の停止が復旧した後、当行は遅滞なく契約者に本サービスの提供の再開を通知するものとします。

15. 本サービスの種類・内容および本規定の変更

民法 5 4 8 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本サービスの種類・内容および本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

16. 反社会的勢力の排除

契約者は、第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと が判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本サービスの利用契約が解約され

ても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも当行は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

17. 不可抗力

地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、放射能汚染、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他当事者の責に帰することができない事由による本契約の全部または一部（金銭債務を除く）の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。なお、当該事由の発生により契約者の債務の履行が影響を受ける場合は、当該事由の発生を速やかに当行に通知するとともに、復旧するための最善の努力をするものとする。

18. 準拠法・管轄

本契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上
(2026年1月5日現在)

(当行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)